

基幹統計調査の承認の状況

(令和元年8月1日～令和元年8月31日分)

令和元年9月30日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
法人土地・建物基本調査	国土交通大臣	承認事項の変更 集計事項について、表現振りを一部見直し	R1.8.20

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。